

取得可能な学位

大学学則

(卒業及び学位の授与)

- 第31条** 本学に4年以上在学し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は、全学教授会の議を経て学部所定の課程を修めたことを認定する。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。
- 2 学長は、前項の認定を得た者に、全学教授会の議を経て卒業を認め、学士の学位を授与する。
 - 3 学位については、皇學館大学学位規程に定める。

大学院学則

(学位の授与等)

- 第13条** 本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者には、修士(文学) 又は修士(教育学) の学位を授与する。
- 2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士(文学) の学位を授与する。
 - 3 前項に定める者のほか、本学に博士の学位を請求して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも、博士(文学) の学位を授与することができる。
 - 4 学位審査の方法その他学位の授与に関する必要な事項については、皇學館大学学位規程に定める。
 - 5 学位審査料は、在学中の者については徴収しない。